

農業者年金で老後の生活を安心サポート

3つの要件を満たせば
どなたでも加入できます

60歳
未満

国民年金
第1号
被保険者

年間60日
以上農業
に従事

特徴1 少子高齢化に強い年金です

☆積立方式の確定拠出型年金です。
☆加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

特徴2 終身年金です。80歳前にお亡くなりになった場合には、死亡一時金をお支払いします

☆年金は生涯受給できる積立方式の確定拠出型年金です。
☆仮に加入者・受給者が80歳前に受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額がご家族に死亡一時金として支給されます。

特徴3 公的年金ならではの税制上のメリットがあります

☆支払った保険料は全額（最高80万4千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。

特徴4 通常加入なら、保険料の額は自由に選べます

☆月額2万円から6万7千円まで千円単位で選択できます。

特徴5 政策支援加入なら、保険料の国庫補助があります

☆一定の要件を満たした意欲ある担い手には保険料の2割、3割、5割の補助が受けられます。
☆補助を受ける場合の保険料は月額2万円に固定されます。

農業者年金相談会を開催



昨年12月1日に農業者年金の受給予定者を対象とした農業者年金相談会が開催され、15人が参加しました。

相談会は毎年、農業委員会と農業者年金協議会との共催で、今年は北海道農業会議の野澤信義農業者年金相談指導員を迎え、農業者年金制度の概要、旧年金・新年金それぞれの経営移譲の方法や受給方法について説明を受けました。

説明会終了後は個別相談が開かれ、参加者は年金支給額の確認や経営移譲のための農地の処分方法・処分する時期について相談をされていました。

受給者の皆様は 「現況届」を忘れずに！

現況届は、年金受給者の方が年金を受給する資格があるか否かについて毎年6月に確認するものです。現況届を提出しないと、提出されるまで年金が差し止められることとなります。現況届の用紙は毎年5月末に農業者年金基金から受給者に送られます。必ず期限内（6月1日から6月30日まで）に農業委員会へ提出してください。